

方ニ来着目下其ノ妻ト共ニ静養中
 ナルガ以来同知附近上高知其ノ他
 散策入湯業ニ其ノ日ヲ過シ居ル
 現在、如持ニ決意スベキ状況
 有之尚ホ今後有分同知ニ滞在
 一擧概ナルガ本名ニ去ル一月十五日
 即覺断以来從来ノ方同ニ對換
 コテ存スベキ止ムヲ得カニ状況下ニ
 置カシタルモノト存シ將來由農耕
 ニヨリ生活ヲ存サント決意シタルモノ
 如ク同知長小林結太郎ノ通ジ
 同知内「農耕」知リ物色中、
 同知内「畜産」知リ自給

中長3 (葛友納)

警察部用

自是充分ナル未墾地アリトノ事實
 ヲ知ル同地ニ移住者法ノ根據
 ヲ定メント意圖ニツキアル如ク
 考意中ニ有之
 其ノ動靜注意中ナルモ
 右及申報状也

以上。

長子系

持二紙送第11

第

昭和二十年十月四日

長崎縣警務部長

内務省保安課長殿

井上日呂、勤務、二箇事件

右者十月三日午後一時、單身ニテ、信越線、高野駅下車、入信、管下、更級郡上山田村温泉湯の湯、静、養生中、貴族院議員、中川良長

電報談

八月二十九日

通信室

~~保安課長~~

~~事務官~~

岐阜縣特高課長

齊藤事務官宛

三田村武夫七月三十一日帰郷し八月七日迄滞在し

同日午後九時発帰京以手音信併に帰来ノ事

矣ナク目下動靜不明ナリ

以上

285

特高秘發第六一五號

昭和二十年九月十九日

事務官

岐阜縣知事 沖野

内務大臣 山崎 巖 殿

東海北陸地方總監 殿

軍對及威極大
強シ

最近ニ於ケル復員將兵ノ舉措ヲ以テル民心ノ動向

ニ關スル件

戰爭終結直後ニ於ケル縣民ノ動向ハ流言ノ横流セル向アリテ相當動
搖シツ、アリタルガ日時ノ經過ト共ニ漸次平靜ヲ取戻シ同時ニ敗戰
ノ痛憤ハ漸ヤク世相ニ對スル痛烈ナル批判ト化シツ、アリ
中ニモ復員將兵ノ軍需物資ノ持欠リハ現下ノ生必物資不足ノ折柄民

保安課
悟 20.10. 1月 号

岐阜縣警察部

心ヲ著シク刺戟シ縣民ノ不平不滿ハ之レニ集中シツ、アリ之ヲ諒リ
要注意動向ヲ見受ケラル狀況左記ノ通りニ有之
右及申報候也

記

一 縣民ノ思想動向

終戰直後ニ於ケル縣民ノ動搖ハ日時ノ經過ト共ニ逐次平靜ニ復シ
殊ニ近日新聞紙上ニ發表セラレタル日本戦力ノ實相ヲ知リテヨリ

「戦争ガ濟ンデ良カツタ」

トノ安堵感ヲ持チツ、アリ

然ルニ之レガ反面戦争ヲ此處迄導イタルハ軍閥並ニ軍幹部ノ責任
ナリトナシ非難ノ聲多シ加フルニ復員將兵ノ軍需物資ノ持歸リハ
各方面ニ甚々タル非難ヲ生ジ殊ニ

救濟行届カザル戦災者

286

今後ノ生活不安ヲ持ツ戦死者遺族

滿鮮ヨリ復員セル歸還軍人

生活必需物資ノ不足ニ喘グ農民勞働者

等ノ非難ハ極メテ深刻ナルモノアリテ漸ヤク反軍思想ニ走ラント
シ

「將來日本ガ軍ヲ再興セントシテモ軍ノ現状ヲ見テハ濟極メテ困

難ダ」

等ノ意向ヲ洩スモノ漸増シツ、アリ

一復員將兵ノ軍需物資持歸リノ狀況

復員セル歸還將兵等ノ物資ノ持歸リノ狀況ハ縣民盡クガ之レヲ見
聞シ何レモ~~モ~~シツ、アルガ之等非難セラル、事例ノ一ニヲ摘記

セバ

(一)安八郡神戸村出身

ニ八月十八日以降三回ニ亘リ軍用自動車ヲ使用シテ自動車タイ
ヤ、チユীব四本本炭二十俵毛布等軍需物資ヲ自宅並ニ妻ノ實
家ニ搬入シ

(二)安八郡結村出身

海軍中尉

栗田

某

ハ八月二十九日部下ヲシテ軍用オート三輪車ヲ以テ玄米三俵活
海軍毛布外軍什器等ヲ自宅ニ搬入セシメ

(三)吉城郡細江村出身

陸軍々曹

日下部

某

ハ八月二十四日軍用自動車ニ軍需物資ヲ満載シテ夜間自宅ニ之
レヲ搬入シ

(四)岐阜市北長森

東海第三六部隊高師殘留部隊

ハ早急解除復員トナラザルニモ拘ラズ終戦ト同時ニ軍用物資ヲ盡ク分配シ之レヲ附近農家ヘ預ケ隠匿セリ

(五) 稻葉郡各務原

空第五三三部隊

ニ在リテハ八月十八日相當量ノ食糧衣料毛布什器等ヲ各隊員ニ分與シ余剩物資ハ民間ニ無秩序ニ拂下ゲヲナシタルガ之レヲ傳ヘ聞キタル附近住民約五十名ハ

「軍隊ノ物資ガ無料デ買ヘルソウダ」

ト、ナシ部隊ニ侵入シ軍需物資ヲ無斷持出セリ

等々ノ事案多ク類似ノ事例ハ枚擧ニ暇ナク縣民何レモ軍幹部ノ無能乃至ハ獨善的行爲ヲ非難シ

「吾々ガ血ト汗ノ結晶デアアル軍需物資ヲ軍ガ勝手ニ分配シ處分

スルト言フ法ハナイ

「軍ノ幹部ハ全部殺サレタ方ガ日本ノ爲ダ」

等軍部ヲ怨嗟スル聲増加シツ、アリ

ニ縣民ノ意向

縣民ノ不滿言動ノ一部ヲ摘記セバ次ノ如シ

高山市朝日町

戦死軍人遺族

川上勝太郎

戦死者ト歸還兵トハ雲泥ノ相違ダ 物ヲ背負ヒ切レヌ程持ツテ歸
ル復員兵士ヲ目撃スル度ニ複雑ナ割切レヌ感情ガ胸ヲ打チマス
將來日本ガ皇國護持ヲ叫ビ再興セントシテモ軍ノ現状ヲ見テハ極
メテ困難ダト思ハネバナラヌ

本巢郡北方町

吏員

棚橋 某

隣リニ下宿シテ居ル娘ハ航空支廠ニ勤メテ居ルガ今度毛布ヤ米ヤ軍服等全額ニシテ千八百圓程度貰ツテ來タ

吾々國民ガ血ト汗テ造ツタ軍需品ヲ斯様ニ處分セラレルト言フ事ハ軍モ余リニ勝手過ギル軍ノ幹部ハ全部殺サレタ方ガ日本ノ爲ダ

本巢郡北方町

戦死者遺族

森 本 つ る

息子ガ昨年六月ビルマデ戦死シタガ息子ガ征ツテカラ四年間私ノ戴イタ扶助料ハ全部デ三百圓位デス

私ノ隣家ノ娘ハ十五、六才デ陸軍工廠へ勤メテイタガ戦争終了ノ時ニ毛布ヤ服ヲドツサリ貰ヒ退職金ノ名儀デ二千圓近クノ金高ヲ貰ツテ來タソウダガ政府モ軍部モ之レ程無責任ナモノカト思フト怨ミタクナリマス

本巢郡合渡村

罹災者

農

林

貫

一

軍人ヤ軍屬ノ野郎共ハ敗戦ノドサクサ紛レニ莫大ナ軍需物資ヤ公

金ヲ横領シ商人ハ闇ヲヤツテ戦争成金ヲ大威張リダ

自分等農民ハ戦災ヲ丸裸ニナツテモ泣キ寝入リヲスル外ハナイ

斯ナ馬鹿ナ事ガアルモノカ

我々モ今後ハ誰レガ何ント言ツタトテ米麥一切供出ヲ止メテ闇ヲ

儲ケテ復興スルマデダ

本巢郡松木村

罹災者

農

加藤武夫

復員ノ軍人ガ米ナド澤山持ツテ歸ツテ來ルガ此ノ米モ吾々百姓ガ

口クニ喰ハスニ供出シタ米ダ 其ノ米ヲ無茶ニ拂下ゲルト言フ法

ハナイ 百姓ハ今迄歸サレテ居タノダ

岐阜市元町

外地歸還軍人

關谷某

命カラハ、滿州カラニゲテ歸ツタガ内地ノ兵隊ハ大キナ包ヲ背負
ヒ狭イ汽車ノ中ヲ我物顔ニ頑張ツテ火事泥式ニ軍ノ物ヲ持出シテ
居ル 内地ノ軍ノ遣リ方モ無統制ヲ無茶ダ コンナ事ナラ日本ニ
歸ラネバ良カツタ

本巢郡合渡村

農

村木正一

先日復員ノ兵ガ米三升ヲ隊ヲ貰ツタガ重イカラ買ツテ呉レト言ツ
タノデ値ヲ聞イタラ百圓呉レト言ツタガ兵隊ガ軍服着テ聞稼ギヲ
ヤルノダ

吾々地方民ガ聞ヲヤル位ハ當然ノ事ダ

本巢郡生津村長

木野村元之進

軍需品ノ一ツハ、盡ク國民ノ血ノ出ル様ナ耐乏生活カラ造リ出
サレタモノダ 其レヲ軍獨自テ勝手ニ處分スルト言フ法ハナイ

兵隊ガ火事泥式ニ物ヲ持出ス等ノ事ハ世界無比ノ皇軍ト言ヘレド
イタノガ嘘ヲ矢張り世界デ一番劣ッタ凶軍隊ダツタト言ヘネバナラ
又

内自 県 在言 多 品

昭和二十年十月三日

事務官者

政事廳特選課長

佐々木武夫

捜査課長

寺名ハ大山繁ト偽名シ 冥月二十九日頃迄

官下加賀茂郡三輪村川浦

二向野、甚一他、同志ト居住シ居リヨモ模様了リ

目下事務所ハ本宿部中尉兵一名、ミ居住ス

加賀郡下麻生町ニ寺名等ノ了リト

了じ申えし了り引續申し重捜査申し了り

尚書之事務を平塚、加藤、兩名に説得し

是の如く摸探したる持て効果あり却つて

尙書之ヲ増強せしむるは非のヤト又認り

し

特高思ニ秘第九五號

昭和二年八月二四日

富山縣知事

岡本茂

内務大臣 山崎巖殿
東海陸地總監 小畑忠良殿
富山地方裁判所檢察官 屋東殿



不穩文書貼付事件發生檢舉ニ関スル件

本月二十二日管下新湊署管内ニ於テ七生義
軍名儀ノ下ニ陸海軍ノ人ト呼應シ一般國民
ノ蹶起ヲ促シタル不穩文書貼付事件發生
同日被疑者ヲ檢舉シ目下所轄新湊署ニ於
テ嚴重取調中ナルガ現在マデニ判明セル狀

42

況尤記ノ通りニ有之
右申(通)報候也

一、事件發覺ノ端緒記

本月二十一日午前五時頃管下高岡市新漢町
要所ノ電柱板塀等ニ別記ノ如キ不穩文
書、貼付シアルヲ敬言防團員ヨリ發見セルヒ日
所轄新漢署ニ届出アリタルヲ以テ直々全
町ニ亘リ調査ノ上三十四枚ヲ發見撤去セリ

二、搜查ノ概要

不穩文書ノ用紙ハ維新羽翼賛協力會主
催ノ米英本土進撃大講演會並ニ尊皇

攘夷學、縣勤皇大講演會ノ開催告知
用ホスター、裏面ヲ使用シアリタルヲ以テ

管下

高岡市新湊町六渡寺

富山縣青年有志會長

伏木治一

西礪波郡水島村水島

七、五事件關係者

聖明塾長

林善平

高岡市伏木町

古道塾長

京谷準一

等一派ノ所屬ト認メ搜查中、處同ニ至リ

午後四時頃富山縣ニ於テ被疑者伏

木沿一七檢擧セリ

三被疑者ノ身分經歷ノ概要

一、本籍 高岡市新湊町六渡寺 六四二

住所 右同

富山縣青年有志會會長

皇民塾長 會社員

伏木沿一

明治四二年五月五日生 (37)

二、經歷ノ概要

本籍地ニ於テ出生、富山縣伏木商業學校

三年修了シ高岡市新湊町八島倉庫事務員

株式會社北陸電氣器械製作所事務

員トナリ現在ニ及ブ

四 犯罪事實概要

其間昭和八年頃ヨリ國家主義我ニ共鳴シ
 神武會ニ加盟以來縣内外ノ所謂維新運
 動者ト連絡シ昭和維新運動ニ奔走シ
 昭和十一年頃新漢愛國青年同盟ヲ結
 成同十六年一月右同盟ヲ新漢翼賛青年
 會ニ發展的解消今十六年十月富山縣青
 年有志會ヲ結成シ自ラ己レヲ主宰シ昭
 和二十年三月北信五縣維新挺身隊富山縣代
 表者今年四月二十日全日本國民特高隊ニ加
 盟シ富山縣連絡員トナリ今日ニ及ブモノナリ

本月十六日富山縣ノ産報事務局ニ於テ
 同志名 立山塾員 石黒武夫 旧赤誠

會員 茶木與四郎ト會合 漢潑ニ至リ
経衛 維新陣営ノ動向 陸海軍人ノ動向
ヲ視察シ 富山縣 維新運動者ノ態度ヲ
決定スベク 協議ノ結果 十七日ニ上京スルコト、

ナリ

二、被疑者 伏木治一 八月十七日 午前中同志

タル 高岡市 伏木町 古道塾長 京大 石澤一
ノ訪問ヲ受ケ 上京致シ 更ニ同志タル

西礪波郡 水島村 水島

一七、五事件 關係者 林 普平

ニ上京方テ 電話ニテ 促シタルモ 同人ヨリ

多ク拒絶サレタリ

三、本日 十七日 伏木、茶木、石黒ノ三名ハ上

京三十八日朝東京着三名

東京都遊藝区

護國聯盟員

馬場祐輔

方ヲ訪問之伯三日遲レテ茶木上京ス(シ二十二日

歸郷セルガ在京中護國聯盟本部ニ於テ別

記(二三、四)ノ如キ概文ヲ入手セリ

4. 右護國聯盟其他ヨリ得タル情報ヲ綜合シ

右四人ハ協議ノ結果中央ノ陸海軍人ハ放上

陸前ニ蹶起シ最右ノ戦争ニ入ル地方ノ陸海

軍モ亦中央ト緊密ナル連絡ヲ持リ蹶起スル

情勢必至ナリト判断シ飯泉ノ工地方一般民

ニ対シ陸海軍ニ呼應シテ蹶起スルノ体制ヲ

促進スルコトナレシ之レガ具体的方法ハ飯泉ノ

上決定シ運動ヲ展開スルヲトセリ

5. 伏木ハ二十一日午後三時頃飯先セシカ當時来ル
二十六日ヨリ故第一次占領軍ノ上陸アル發表ヲ
知り前記同志トノ協議ニ俟ツ運動ノ展開ハ
時機ヲ失スルトナシ

本人單獨ニテ激文ヲ作製シ貼布ヲ決意スル
ニ至レリ

6. 本月二十日午後七時頃本名ハ明塾生外五名
ノ塾生ヲ自宅ニ招致シ上京中得タル情報ヲ報
告シタル上午後九時頃ヨリ東京ニテ入手セル
激文ヲ参考トシ本名ハ文案ヲ作成シ前
演説會告知用ノポスターヲ使用シ毛筆ヲ
用ヒ自ラ記載シテ塾生ヲ使用シテ激文ヲ

後四十枚作成シ午後十一時頃ヨリ約一時
間位ニ至リテ新漢要所ノ電柱又ハ板塀等
ニ貼付セルモノ

五、事件ノ措置方針

富山地方裁判所檢事ノ指揮ヲ受ケ決定
ノ方針ナルモ主犯タル伏木治一二対シテハ言
論出版集會結社臨時取締法方十八條
違反トシテ嚴重取締中

一 全國民ニ檄ス

武装ナキ國ニ敵軍ノ上陸ハ掠奪強盜
強姦ホシイマダソレデヨイノカソレガ
隱ニイノカ 今ゾ起テ

一 土佐沖ニ來タリカノ輸送船ハ日本
ノ特攻隊ハ撃テ沈サレタソノ意氣デ
行ケ 七生義軍

一 我等ハ日本スデナイカ一發ノ爆彈ニ恐レ
テハナラヌ 其ノ手ニ敵ガ上陸シテ來ルデ
ハナイカ

一 全國民ニ檄ス

(一) ポツダム宣言ニ受諾ハ國体護持ヲ絶
對ニ出來ナイ 我々ハ戰ツテ國体護

持ニ突進スルノミダ

(一) 日本陸海軍ハ健在ダ

而シテ各〇萬台ノ特攻機ヲ待機

滅敵ノ鬪魂

一 日本ガ破シテ生命ガアルト思フノカ

若シアルトスレバヤンキーノ奴隷ニ甘

ンジネハナラヌ

七 生義軍

一 敵軍ヲ殺セ

檄

一 マツカーサーヲ殺セ 日本民族ノ最高

指揮官トハ断ジテ殺セ

一 敵アメリカハ弱リイルノダ 今戦ハバ日本

七 生義軍

ハ必ズ勝ツノダ

一 アツ、大意、テニヤン、又マキン、タラワ沖
繩ノ悠久ノ大義ニ殉ジタ皇軍勇カエ
ニ顔向ケガ出来ルカ

一 全國民ニ檄ス

畏クモ陛下ノ玉音ヲ錄音放送セシ
政府ヲ救手テ、國体護持ハ我等ノ
手デ軍ト民トカヲ合ハセ今ゾ起テ

七 主義軍

一 全國民ニ檄ス

今破レテ特攻隊ニ何ト申譯スルノダ
前線ノ玉碎將士ハ地下デ泣イテイル
デハナイカ
政府ハ敵ノ手先トナツタノダ 軍ヲ絶対

信賴 七〇三〇

富山県

一 君側ノ奸臣ニカ脅迫サレ玉音ヲ放送セ
ニ又諸君ハ何ト聞ク
神勅ニヨラザル勅命ハ絶対真ノ大御
心ニ非ズ

一 軍ハ健在ナリ 國民ヨ我等ニ續ケ
一 全國民ニ檄ス

天皇處断 皇族島流シ

果セル哉 マツカーサハ此ノ暴虐ヲ豈

言シテ来タ 近衛緒方ハ敵ノ命令

ニテ入閣シタノダ 彼等ハ敵ノ手先ダ

一 日本ノ重臣ハ敵ノ手先ダツタノダ 彼等

ハ日本ヲアメリカニ賣ツタノダ 七生義軍

一 誤レル降伏ハ日本ヲ滅ス
アメリカハ國体
ノ破却ト日本ノ抹殺ヲ必ズヤルノダ
七 主義軍

一 全國民ニ檄ス
政府ノ宣傳ニテ

原子爆彈ノ威力ハ政府ノ宣傳ニテ

ル様ヲ大キクサイ然モアメリカノ製産

ハ月一個ノミダ 諸君活眼ヲ開キ新聞

ノ謀略ヲ露路ケ 日本ノ陸海

一 敵ノ武装解除ニ應ズル様

軍デナイ事ヲ我々ハ信ジラ居ル
七 主義軍

戦ッ陸海軍ト共ニ進メ

一 原子爆彈ガ何ダ
軍ハ了

威力ヲキ一發ニ恐シラハチラスゾ

クマデ宣戦布告ダ 死ニテモ戦フゾ

特攻兵器ガウナツテイル

一全國民ニ激ス

軍ハ健在ナリ ○萬台ノ特攻機ハ滅

敵ノ鬪魂ニ燃エテイル

國民ヨ 祖宗ノ神勅ヲ受ケテ今コソ

起テ

一全國民ニ激ス

ホツダム宣言受諾ハ國体ノ破壊ダ

大和民族ノ抹殺ダ 日本陸海軍ハ

健在ダ 陸海軍共○萬台ノ特攻

機ヲ待機セシメテイル

原子爆弾ノ威力ハ政府ノ宣傳シテイル

ル様ナ大キナモノデハナイ。然モ了ヌリカ

ノ製作ハ月一個ノミダ

一 全國民ニ激ス

軍ハ健在ナリ

國民ヨ十二月八日ノ感激ヲ忘レタカ

ハ統一ノ字ノ聖戰光遂デ勝抜カシ

敵ノ謀略戰ニ敗レテハナラヌ

政府ハ國ヲ賣ツタノダ

一 敵ノ國民ニ敗ケルナモウ一押ダ

日本スノ誇ヲ以テ老モ若キモ今ヲコソ

起テ

七 生義軍

全國民に豫す

(一) 天。皇。處。断。

皇。族。島。流。シ。

果せる哉 マツカーサーはこの

暴虐を宣言して来た

(二) 近衛。緒。方。は。敵。の。命。令。で

入閣したのだ 奴等はフリーメーゾニだ

(三) 今や真相は曝露した

立たざるものは日本人に非ず

我等に續け

陸海軍精銳

七生義軍

一、天壤無窮ノ御神勅ニ反シ國ヲ亡ス如キ勅命ハ勅命ニ

非ズ

一、敵ノ支配下ニ於ケル天皇ノ大權ハ大權ニ非ズ

一、現下ノ悲痛極リナキ亡國ハ道ハ断ジテ大御心ニ非

ズ賣國的奸賊ノ憎ムベキ陰謀ノ結果ナリ

一、國民諸君徒ラニ茫然自失セズ直チニ距ツテ君側ノ奸

賊ヲ誅シ徹底抗戰セヨ

一、君國護持トハ戰フコトナリ

七生 義軍

陸軍情報

一、海軍航空隊ト宇都宮航空隊ト連絡完成

一、名古屋方面ヨリ三ヶ師團東上

十七日内閣成立後(米)ヨリ入電

天皇抹殺 皇族ハ全部島流シト指令アリ

緒方情報兼書記官長ノ入閣ハ(米)ノ指令ナリト右ニ
関シ緒方ハフリースペースシカ
一國民ニ告グ

神州不滅モ敵ノ軍門ニ降リテ何ノ國体ノ護持皇
室ノ護持ゾ!! 國民ヨ米英ノ走狗ノ甘言ヲ信ズル勿
レ降リテ千年ノ汚名ト永遠ノ暴壓ノ生キルヲ思
ヘバ原子爆彈恐ルニ足ラズ

我レニ眞ノ大和魂ト特攻アリ 陸海航空兵力未ダ
健在ナリ 我等最後ノ一兵迄戦ヒテ神州ヲ護持セ
ン 國民ヨ!! 何ヨリ玉碎セル將兵 最後迄頑張り抜
イタ沖繩縣民ニ恥ズル事勿レ
仇敵米英蘇友ニ降ル眞ノ帝國臣民ニ非ズ

大日本帝國海軍航空隊

萬世一系ならざる外國に於ては君主の意志即ち勅命といふことは君主たる個人の意思(恣意的意思)であらうが無からうがそのことであらうから例へ悪虐無道殷の紂王の如き君主の意思でも勅命といふべきであるが皇國日本に於ては天皇の御意思即ち勅命とは個人たる天皇の御意思(恣意的意思)のことではありません。大御心といふことも聖慮といふことも聖断といふことも單なる個人たる天皇の御心といふことではありません。それは皇祖皇宗より萬在一系連綿として紹述され承け継ぎ承け継ぎ来たった精髓として即ち祖宗の神靈と天皇と一体となった大御心のことであり、そのいふ大御心より発せられた御意思が皇

國に於ける勅命なのであります。或る一つの勅命が
 連綿たる祖宗の御神靈と一体としての勅命であ
 るか否かは主觀的にも客觀的にも判らぬ場合が多い
 わであります(例へば宣戰をなす(まや否やの如き)斯る場
 合には申す迄もなく吾々は勅命をして受くべきや否や
 も勝手に判断すべきでなく勅命とあればいとも尊く拜
 承し御聖斷に従ふべきであります(楠公の淡川の心事は
 これであります)が或る勅命が皇祖皇宗の神靈や天
 壤無窮の御神勅に照らし見童走九十と雖も疑ふ餘
 地なく之に背反して居る場合には假令形式的には勅命で
 ありましてもそれは斷じて勅命と考ふべきでありませ
 ん従ふ之に背くも決して違勅にはなりません、今や天壤
 無窮の國体を捨て無條件降伏以て敵軍司令官の指

揮下に天皇の大権が置かれんとしておます

天皇の大権は最高絶對固有でなければなりません、敵軍司令官の下に置かれに瞬間天皇の大権は滅却され君民一体の國体は滅亡するのであります

如何にそれが勅命の形をとりましても断じて勅命ではなく大御心より發せられたものではありませぬ、何となれば天皇の御意思によつて國体を滅すといふことは祖宗の神靈や天壤無窮の御神勅の到底許さざるところであるからであります、戦ひ敗れ一億悉く戦歿し皇系又悉く事實上絶無になつて國滅びに場合と天皇の御意思によつて國体を滅す場合と同一に考ふべきであります、更に降伏條件中「人民の自由なる意思による投票によつて政体を定める」とになつて居りますがそれ自

体既に統治権の主体が人民に移つたことを前提とするも
 のでありまして開闢以来の君臣の分定される皇國日本に
 於ては絶体に許さるべき條件ではありません況んや斯
 る投票が絶對干渉の下に行はれるであらうことは火を
 踏むより明かなるに於てるやされば此の際降伏條件の
 履行は皇國日本の國体百亡すこと疑ふ餘地はありません
 殊に況んや斯る勅命が不逞非望不義不忠天人俱に
 許さざる君側の奸臣輩の詐欺又は脅迫に因る天皇の
 御意思の表示なること明々白々なるに於てるや何をか
 躊躇すべきでありますや直ちに起つて國体破却の虚
 妄なる勅命に抗し眞の勅命を仰ぐまで一死只大國難を
 突破せんのみであります

昭和三年八月十五日

一
 一
 一

305

特高二秘第九五號

昭和二十年

八月二十六日

保安課長

事務官

方

富山縣知事岡本茂

内務大臣 山崎巖殿

東海北陸地方總監 小畑忠良殿

縣下各警察署長殿

歸郷軍人ノ兵器携行取締ニ
關スル件

去ル十五日大詔喚潑ニ伴ヒ陸海軍部隊ノ解散或
ハ召集解除ニ方リ歸郷軍人ニシテ兵器携行ノ
上歸還セラル者相當多数アル趣ニシテ現下治安
上最モ留意ヲ要スル處ナルカ管下ニ於テモ左
記ノ通り拳銃・手榴彈ヲ携行セラル者發見セラル

保安課
20.8.31金
第 号

以下所轄警察署長ヲシテ夫々諭旨ノ上任意提出
 セシムル嚴重保管中ナルカ引續キ之等歸郷軍人
 ノ發見ニ努ムルト共ニ動靜嚴重視察中ナリ
 (管下各警察署長ニ在リテハ之等歸郷軍人ノ動靜嚴重
 重視察ノ上兵器携行者發見ノ節ハ諭旨ノ上任意提出
 セシムルト共ニ別記様式ニ依リ其ノ都度報告セラルルニ
 尚時局ニ鑑ミ本取締ニ関シテハ歸還軍人ノ感情ヲ刺
 戟セサル様留意セラルルベシ爲念

記

- 一、任意提出セシムタル携行兵器
 - 1. 拳銃 二挺 同上実包二二三發
 - 2. 手榴彈 一個
 - 3. 輕機関銃 一挺 同上実包三六〇發
- 二、兵器携行歸還者ノ意響
- 六、拳銃携行者

本籍 高岡市新湊三ヶ新 四七四 戸主
 住所 四八三

九州所在空挺隊(目下部隊)等調査中

陸軍軍曹 中沖義雄

大正九年三月四日生

自分ハ中隊長が歸郷ニ際シ朝鮮人等テ暴擧ニ出ルモノガ
アレバ此ノ銃ヲ撃テト諭サレ兵器ノ處分ハ勝手ニセヨト
云ハレテ持ツテ来タモノデアル

名手榴彈携行者

元解屬 横須賀第七十一嵐部隊

住所 西礪波郡東五位村

海軍二等兵曹 石田一男(當十九年)

何ニ使用スル為ニ持ツテ歸ヘツタカハ言ハマセンガ皆再起ノ
アル日ヲ確信シテ歸ヘリマシタ私ノ知ツテ居ル者テハ
同期生ノ富山市出身藤野君泊所近在出身ノ尾崎君
新川出身ノ椿君ヲ孰レモ確カニニ發持ツテ歸ツタ筈ナ

別記

兵器携行者一覽表

305

特高二秘第九五號

昭和二十年

八月二十六日

保安課長

事務官

方

富山縣知事岡本茂

内務大臣 山崎巖殿

東海北陸地方總監 小畑忠良殿

縣下各警察署長殿

歸郷軍人ノ兵器携行取締ニ
関スル件

去ル十五日大詔喚發ニ伴ヒ陸海軍部隊ノ解散或
ハ召集解除ニ方リ歸郷軍人ニシテ兵器携行ノ
上歸還セラル者相当多数アル趣ニテ兵器携行ノ
上最モ留意ヲ要スル處ナルカ管下ニ於テモ左
記ノ通り拳銃・手榴彈ヲ携行セシ者發見セラルヲ



以下所轄警察署長ヲシテ夫々諭旨ノ上任意提出
 セシムル最重保管中ナルカ引續キ之ヲ歸郷軍人
 ノ發見ニ努ムルト共ニ動靜最重視察中ナリ
 (管下各警察署長ニ在リテハ之等歸郷軍人ノ動靜最
 重視察ノ上兵器携行者發見ノ節ハ諭旨ノ上任意提出
 セシムルト共ニ別記様式ニ依リ其ノ都度報告セラルシ
 尚時局ニ鑑ミ本取締ニ関シテハ歸還軍人ノ感情ヲ刺
 戟セサル様留意セララルベシ爲念

記

一、任意提出セシムタル携行兵器

1. 拳銃 二挺 同上実包 二二發

2. 手榴彈 一個

3. 輕機関銃 一挺 同上実包 三六發

二、兵器携行歸還者ノ意響

六、拳銃携行者

本籍 高岡市 新湊 三ヶ新 四七四 八三

	携 行 兵 器 数
	携 行 者 陸 海 軍 別 之 所 屬 部 隊 名
	携 行 者 本 籍 住 所
	階 級
	氏 名
	年 令
	指 置 狀 等

要連絡

電報八月二十七日午後三時

特別通信室

~~治安部長~~

~~事務官~~

富山縣知事 宛

内務大臣 宛

富山縣飛行場所 在 二ハラ 持攻隊根

本隊ノ急進 介子 (下士官ノ) 矢納曹長

以下二十名ノハ 宿舎 倉垣 國民學校ヨリ

本二十五日ニ 時頃ノ病人三名ヲ 残シ 各自毛布

二枚 推シ 帶 確實 (武器 推シ 帶セリト 認メ

ラル) 常巾ノ 服装ニテ 出立ノ 所在不明ト

ナリタル所 二三日 前 右國民學校ノ 小使

二日ニ 序目 女手

ニ対シ何処カ所ノ温泉ニ行キ其ノ後山ニ引
キ籠リ、日測シ居ルヲ以テ目下所在捜査
申下リ
以上

電報譯

八月二十九日

通信室

送客

事務官

富山縣知事 發

内務大臣宛

本月二十一日管下(西礪波郡鷹栖村出身、東京航

空通信隊員、航空兵長 大神良一(為二十一年)

ハ部隊解散ニ依リ、帰郷セリ。毛白宅ニ立

戻ラス、白宅附近ニ戰術帽軍服ヲ脱キ

棄てたる儘所在不明トナリタルニ付キ

因下、處所在捜査中トナリ

以上

分二係

通信室

電報八月三十一日午後三時受一

事務官宜

富田山縣知事外花

内務大臣宛

一、富山飛行場「ニイハラ」特攻隊根本隊一

所在不明急進分子十七名中八名ハ

飛行場周辺一部落ニ散宿シ居ル事

二一六

判明し其ノ行動ヲ嚴視中ナルガ目下ノ交

渉靜ヲ取戻シツ、アルモ、如シ。他ノ九名

ハ引續キ憲兵隊ト連絡シ所在捜査中ナリ。

二、コニイハラニ部隊ノ本月二十七日現在ノ兵數

ハ約四百ニシテ兵器引渡シ要員若干名

ヲ強シ八月二十九日解散ノ事決定ナリ。

三、航空機ノ航行停止以來飛行セルコト

世々又飛好一意圖毛十レ。

(以上)

211

特高二秘第九七號

昭和二十年九月一日

富山縣知事

保安課	
20.9.10	号
第	

内務大臣 齋藤 巖殿

現役航空將校ノ一家自決ニ關スル件

遺書要旨

管下 下新川郡櫻井町

ニ於テ八月二十六日標記事件發生セルガ其ノ狀況

左記之通りニ有之

此段及報告候也

記

一自決者

本籍 下新川郡櫻井町大山一〇二

戸主精太郎弟

靖第九一五。部隊長（在九州）

陸軍少佐 藤井権吉

当三十七年

妻 子

当三十四年

（瀕死、重傷）長女 幸子

当十年

長男 公平

当四年

二、自決、日時場所

昭和二十年八月二十六日 午前四時半頃

於 下新川郡櫻井町田家荒所

一 共同墓地内 藤井家墓前

三 自決ニ至リタル経緯

本名ハ妻子ノ疎閑先タル

下新川郡櫻井町山田新一七

松田鶴次郎

方所有ノ住家ハ本月二十一日突然歸宅ニ居タル者ニシテ今次大詔漢發ニ関シ悶々ノ日ヲ過シ居タル處八月二十六日別添遺書ヲ残シ妻女子ニ名ヲ拳銃ニテ射殺シ(内一名瀕死ノ重傷)タル後拳銃ニテ自決セルモノナリ

富山憲兵隊長宛

◎ 報告

- 一、戦力ヲ保有シテトテ部下ト共ニ武装解除セラ
ルニ忍ビズ 解散ヲ命ゼリ
- 二、篠原大尉ハ一ニ分間ノ監視ノ間隙ヲ利用シ
又樋口主計見習士官(浦和市出身帝大経済)
ニ年一ニ糧秣蒐集ヲ命ジ自動偵察車ニ依リ
福田ニ出張ヲ命ジタル所計画逃シセリ
- 三、等ニ項ニ名以外ニシテ過失ヲ犯セル者ヲバ總テ
余ノ責任ニ歸スベキモト信ズ

靖等九一五。部隊長

第六飛行團長
航空總軍司令官

九州地区責任者皆無ナルベク又連絡
当分ツカザルベク然ルベク善処相成度

◎

新 感

一必勝ノ算ナク開戦ニ或ハ余ノヲ殘シテ降伏

一部為政者ノ投機的無責任計畫ヲ見ル

一強キ政治ヲ熱望ス御親政ヲラズトモ國民一人ク

マデ透徹セル政治ヲ肝要トス

大臣が代議士ニ縣知事が一縣會議員ニ遠慮シ

何等ナス所ナク偶々少々為サントセバ退官ノ

止ムナキニ至ルガ如キ制度ニテハ日本ノ將來ナシ

一 沖繩ノ敵ハ航空ヲ十分活躍セシメバ之ヲ撃退可

能ニシテ今日ノ事態ニ至ラサカシクテアロウ

アタラ航空ヲ本主決戦ニノミ専念シ勿モ何等

ナス所ナク今日ニ至レルハ遺憾至極ナリ

無能(権力ノミヲ有スル)ナル為政者軍略家ノ

犠牲トナリレナリ

一 日本存在、為ニハ制度ノ改革ヲ第一要件トスベシ

今日ノ事態ニ至レルハ寧ろ口明治ニ基因ストモ云

フベシ現制ニテハ國力戦力ノ統合發揮ハ得テ望

ムビカラズ

敵ニ當ル前光ツ國內鬪争ニ勝タザルベカラズ

協力関係之ナリ 政戦両略陸海トハ飛大ト戦防

日本ハ指揮命令ナラザレバ不可

一 言論、自由徹底压制ノ為ニ言論界ハ無氣力
無能今日ニ至レリ

一 社會主義的政策ヲ強行セザレバ道義奈レ國
家、再起不能ナルニ至ルノ虞アリ

先ヅ大衆ニ食ヲ與フル事肝要ナリ 今日ノ一日ハ
將來ノ一月或ハ一年ニ相当スベシ

一 日本ハ帝天ノ國家觀念欠如 陸天ノ權勢的文
學的ニシテ実力ナク 海天ノ航空輕視ニ因リ
禍ヒセラレタリ

保安課長

備

二秘第九七號

事務官

内務大臣 山崎 巖 富田 新五郎 治 一 国 保 20 歳 官 公
東海北陸地方總監府 長 殿
富山地方裁判所 檢察官 殿
不穩文書貼付事件 檢 察 官 殿
伏 木 治 一

不穩文書貼付事件 檢 察 官 殿

管 下

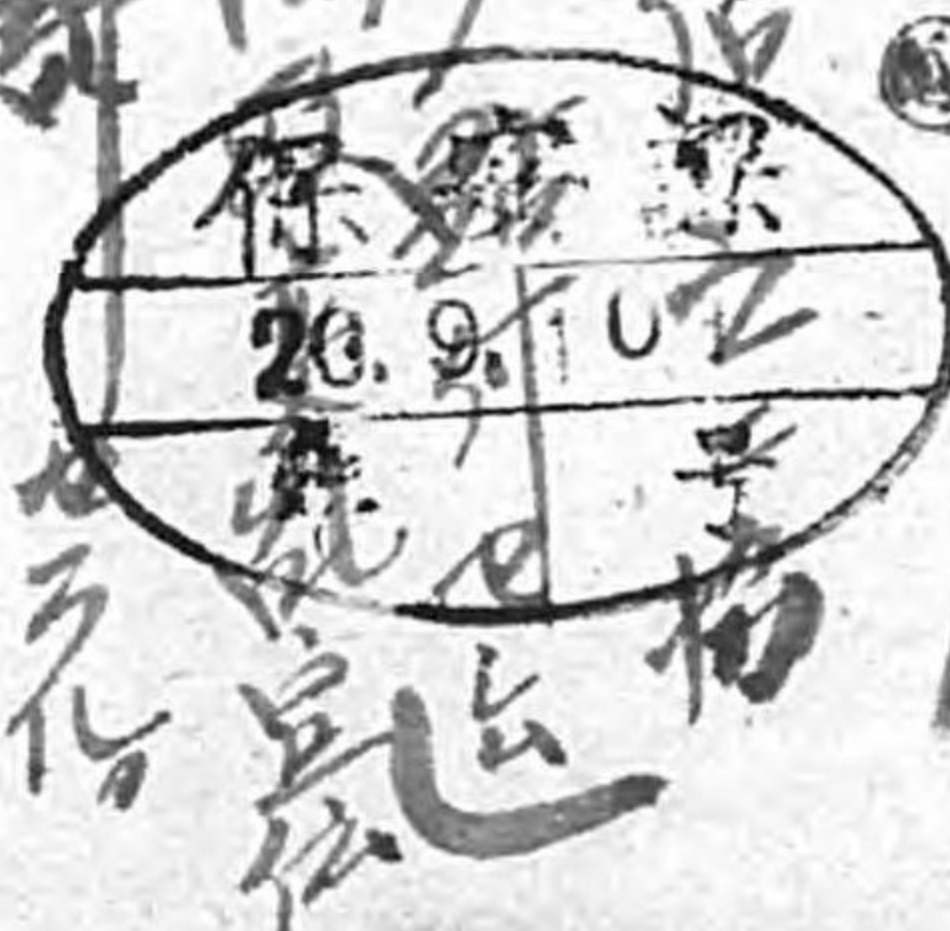
高 野 昭 二 〇 八 二 四 特 高 二 秘 第 九 五 号
高 野 昭 二 〇 八 二 四 特 高 二 秘 第 九 五 号
伏 木 治 一

ニ係ル標記事件ノ發生並ニ檢 察 官 殿 既 報 之 通
ナルガ其ノ後ノ取 調 状 况 左 記 如 ク 有 之
此 段 及 報 告 候 也
記

一 事 件 関 係 者
主 犯 高 野 昭 二 〇 八 二 四 特 高 二 秘 第 九 五 号

皇 民 義 勇 隊 長
新 湊 青 年 團 贊 助 會 長
富 山 縣 青 年 有 志 會 代 表 者

伏 木 治 一
当 三 十 七 年



從祀

高岡市新湊町放生津一九〇八 六野

皇民義塾生

久当三十五年

全

高岡市新湊町放生津二四三一 鈞

良当三十五年

全

高岡市新湊町東町五 明

多当三十五年 悦

全

高岡市新湊町長徳寺六六四 久湊

勇当三十九年

全

高岡市新湊町六渡寺一〇三七 山口

勘当三十九年

全

高岡市新湊町放生津二五七〇 浅尾

吉雄当三十八年

参考人

富山市西宮 舊赤報會員

茶木與四郎当三十六年

全

高岡市伏木町古國府 当道塾長

京谷準当三十九年

陸海軍、蹶起ハ帝都、
民間側カ此レハ時、
抑用ニ且ツ大詔、
強カニ民間側蹶起、
ト強カニ民間側蹶起、
ルヤ今ヤ一刻モ猶豫ナラズトナシテ、
犯ヲ取行スルニ至ル

三事件処理
八月二十二日伏木治一ヲ所轄新奏送言察署ニ檢束
シ當部ニ於テ取調中、
了了、上一件書類ト共ニ檢事局ニ引継ヲナス

八月三十一日國政變乱宣位被疑事件トシテ富山
地方裁判所高岡支部豫審判事代理判事大
友要助、判勾留狀執行サレ身柄、富山刑務支所
ニ收容ス

(以上)

特高ニ秘第九七號 昭和二十年九月一日

富山縣知事



内務大臣 山崎 巖殿
東海北陸地方總監府第一部長殿
富山地方裁判所檢察正殿

不穩文書貼付事件檢舉ニ関スル件

菅下

高田昭ニ〇八二四特高ニ(第ニ報)
高田市新湊町六渡寺ニ四一
伏木治一

ニ係ル標記事件ノ發生並ニ檢挙ニ関シテハ既報之通
ナルガ其ノ後ノ取調狀況左記ノ如クニ有之
此段及報告候也

一事件關係者
高田市新湊町六渡寺ニ四一

皇民義塾長
新湊青年團委員長
富山縣青年有志會代表者

伏木 治一

當三十七年



從祀

高岡市新湊町放生津一九〇八

皇民義塾生

六野

久當三十五年

全

高岡市新湊町放生津二四三一

釣

良當三十五年

全

高岡市新湊町東町五

明

多當三十五年

全

高岡市新湊町長徳寺六六四

久湊

勇當三十九年

全

高岡市新湊町六渡寺一〇三七

山口

勘當三十九年

全

高岡市新湊町放生津三五七〇

浅尾

吉當三十八年

参考人

富山中西忘

茶木

與當三十六年

舊赤誠會員

高岡市伏木町古國府

京谷

準當三十九年

全

古道塾長

犯疑者、動機
 被疑者、伏木治一、本年六月頃ヨリ中央方面、
 臣財閥者、在リテハ、裏面ニ於テ和平策ヲ為シ、
 者、換弁、情ヲ得、此ハ憤懣、向テ監視中、
 詔、タル、平、派、策、動、央、情、勢、視、察、ト、即、断、テ、和、平、
 リ、タル、急、違、並、策、中、央、情、勢、視、察、ト、即、断、テ、和、平、
 シ、タル、急、違、並、策、中、央、情、勢、視、察、ト、即、断、テ、和、平、
 鑑、並、海、軍、時、並、帝、都、司、令、テ、ハ、七、生、義、國、體、護、持、和、平、
 派、排、撃、手、ヲ、軍、航、空、隊、司、令、テ、ハ、七、生、義、國、體、護、持、和、平、
 布、排、撃、手、ヲ、軍、航、空、隊、司、令、テ、ハ、七、生、義、國、體、護、持、和、平、
 体、等、ヨリ、得、タル、情、報、ヲ、綜、合、シ、國、際、盟、其、為、右、團、

以上十名ニシテ、從犯六名、何レモ皇民義塾生ニシテ、平素
 コリ、伏木治一、萬、陶、命、ヲ、受、ケ、居、タル、モ、ニ、シ、テ、今、次、事
 件、ニ、関、シ、テ、ハ、伏、木、治、一、命、ヲ、受、ケ、居、タル、モ、ニ、シ、テ、今、次、事
 貼、付、協、力、シ、タル、者、ナ、リ、京、谷、準、一、石、黒、武、夫、三、名
 参、考、人、茶、木、與、四、郎、親、交、関、係、ニ、ア、リ、今、次、事、件、ニ、
 ハ、伏、木、治、一、下、思、相、心、的、的、親、交、関、係、ニ、ア、リ、今、次、事、件、ニ、
 関、シ、テ、ハ、共、ニ、相、調、後、結、果、直、接、関、係、ナ、シ、
 取、リ、シ、タル、モ、取、調、後、結、果、直、接、関、係、ナ、シ、

全
 富山縣上新川郡船越村
 石 黒 武 夫

陸海軍、蹶起ハ帝都、ミナラズ全國的ニ蹶起シテ今
 民間側ガ此レハ時ニハミナラズ國內總蹶起シテ今
 判トナリ且ツ大詔、再ハ天祐カリ以テ現在、頓勢ヲ
 挽回シ且ツ詔、再ハ天祐カリ以テ現在、頓勢ヲ
 確信シ且ツ詔、再ハ天祐カリ以テ現在、頓勢ヲ
 強カニ民間側蹶起、運動者ト連絡ヲ取
 歸リタルガ八月二十六日、聯合軍先遣隊上陸、八月二十一日
 ルヤ今ヤ一刻モ猶豫ナラズトナリ、歸郷即自塾生ヲ召集シ本
 犯ヲ取行スルニ至ル

三、事件處理

八月二十二日、伏木治一ヲ前轄新湊、急言、察署ニ檢束
 了當部ニ於テ取調中、八月二十八日、應心求調
 終了部上一件書類ト共、檢事局ニ引継ヲナス

八月三十一日、國政變亂、宣伝被疑事件トシテ、富山
 地方裁判所、高岡支部、豫審判事代理判事、大
 友要助、判所留狀執行、身柄、富山刑務所
 收容ス

219

特高二秘第九七號

昭和二十年九月一日

富山縣知事

内務大臣 山崎 巖殿

現役航空將校ノ一家自決ニ関スル件

管下 下新川郡櫻井町

ニ於テ八月二十六日標記事件發生セルガ其ノ狀況

左記之通りニ有之

此段及報告候也

記

一自決者

本籍 下新川郡櫻井町犬山一〇二



係

戸主 精太郎 弟

靖第九一五。部隊長 (在九州)

陸軍少佐

藤井権吉

当三十七年

うた子

当三十四年

幸子

当十年

公平

当四年

(瀕死、重傷) 長女

長男

二 自決、日時場所

昭和二十年八月二十六日 午前四時半頃

於 下新川郡櫻井町田家荒川町



共同墓地内

藤井家墓前

三. 自決ニ至リタル経緯

本名ハ妻子ノ疎閑先タル

下新川郡櫻井町山田新一三七

松田鶴次郎

方所有ノ住家ハ本月二十一日突然歸宅ニ居タル者ニシテ今次大詔漢發ニ関シ悶々ノ日ヲ過シ居タル處八月二十六日別添遺書日ヲ残シ妻子女名ヲ拳銃ニテ射殺シ(内一名瀕死ノ重傷)タル後拳銃ニテ自決セルモノナリ

遺書

富山憲兵隊長宛

◎ 報告

- 一、戦力ヲ保有シテラ部下ト共ニ武装解除セラ
ルニ忍ビズ解散ヲ命ゼリ
- 二、篠原大尉ハ一ニ分間ノ監視ノ間隙ヲ利用シ
又樋口主計見習士官(浦和市出身帝大経済
二年)ニ糧秣蒐集ヲ命ジ自動偵車ニ依リ
福岡ニ出張ヲ命ジタル所計画逃コシセリ
- 三、等ニ項ニ名以外ニシテ過失ヲ犯セル者ヲバ總テ
余ノ責任ニ歸スベキモト信ズ

靖等九一五。部隊長

第六飛行團長
航空總軍司令官

九州地区責任者皆無サルベク又連絡
当分ツカザルベク然ルベク善処相成度

◎ 新 感

一 必勝ノ算ナク開戦ニ或ハ余ノヲ残シテ降伏

一 部爲政者ノ投機的無責任計畫ヲ見ル

一 強キ政治ヲ熱望ス 御親政ヲラズトモ國民一人ク

マデ透徹セル政治ヲ肝要トス

大臣が代議士ニ縣知事が一縣會議員ニ遠慮シ
何等サス所ナク偶々少々爲サントセバ退官ノ
止ムナキニ至ルガ如キ制度ニテハ日本ノ將來ナシ

一 沖繩ノ敵ハ航空ヲ十分活躍セシメバ之ヲ撃退可

能ニシテ今日ノ事態ニ至ラサカッタデアロウ
アタラ航空ヲ本工決戦ニノミ専念シ勿モ何等

ナス所ヤク今日ニ至レルハ遺憾至極ナリ
無能(権カノミヲ有スル)ナル為政者軍略家ノ

犠牲トナリシナリ
一 日本存在ノ為ニハ制度ノ改革ヲ第一要件トスベシ

今日ノ事態ニ至レルハ要口明治ニ基因ストモ云
フベシ現制ニテハ國力戦力ノ統合發揮ハ得テ望

ムベカラズ
敵ニ當ル前光ツ國內鬪争ニ勝タザルベカラズ

協力関係之ナリ政戦両略陸海トハ飛大ト戦防

日本ハ指揮命令ナラザレバ不可

一言論、自由徹底圧制、為言論界ハ無氣力
無能今日ニ至レリ

一 社會主義的政策ヲ強行セザレバ道義奈レ國
家、再起不能ナルニ至ルノ虞アリ

先ヅ大衆ニ食ヲ與フル事肝要ナリ 今日ノ一日ハ
將來ノ一月或ハ一年ニ相当スベシ

一 日本ハ帝大ノ國家觀念欠如 陸大ノ權勢的文
學的ニシテ実力ナク 海大ノ航空輕視ニ因リ
禍ヒセラレタリ

毛報譯 九月四日

並視片連絡

通信室

事務官

高野山 梁監事 部長 覆

信方の得長宛

左の如きふ子上の事ニ関スル件

首下高野山新港所 ^聖 塾生 針山興 ^日 田男

為三十四年 右、者亦自二十日 左平少指ヲ切斷

ニ、^聖 塾長 林新平、神棚 = 供 (神社)

参考ニ赴クトテ、整ヲ出發シ消息不取トナルカ或ハ

上京大東塾ヲ訪問シ居ラサルヤト思料サレ、左記ニ依リ

手記云フ、左記人相丈五尺、身長、中肉

面長、目窓ニ眉毛、鬚長ク、鬚ニ不整鬚ヲ

ハヤス、着衣カーキ色上下服（作業服）カーキ色

鞆、草履、携帶品四寸位、短刀一所持

ス。

(折上リ國定規格B5一八二×二五七耗)

224

特高ニ抄第一〇三號
昭和二〇年十月一日

内務大臣 山崎 巖殿
(縣下各警察署長殿)

富山縣知事 岡本保
富山縣警察部長

深安保 20.10.5 第 號

思想結社解散ニ関スル件

富山市柳町ニ九番地
大日本(新)會富山分會

(主幹者 藤江清航)

右ハ九月三十日本部指令ニ基キ當廳ニ對シ解散屬
ヲ提出セリ

右及申報(通牒)候也

(各警察署長ハ解散後ト雖モ會員ハ動向ニ付當分
間注意視察セラルベシ)

電報譯八

月十六日 午後四時受理

外事
別室

保安課長

事務官

石川縣警察部長 發

保安課長宛

戦争終結ニ対スル動向ニ関スル件

一 一般ニ全ク豫期セザルニトテ前途ノ目標ヲ失ヒ

啞然自失ノ状態トナリ志氣極大ニ銷沈シ

ツツアリトシ傾向ハ農林地方ニ著シ

一部ノ有識者殊ニ支那ニ駐屯セル統帥アル者ハ

古時ニ思ヒ今般聯合軍ヲ排拒ニ駐屯スル

24

傍若無人ノ行動ヲ夫ハ見ルニ忍ビズト嘆ズル者多シ

三、老幼婦女子、難災際、同者等、固ニ、将来ノ苦難ヲ、認、織、エズ、目前ノ、戦、争、惨、室、口、ヨリ

免カシ得タリトスル、及、相、十、ル、安、易、感、ニ、ト、ラ、ハ、レ、ツ、ツ、ア、ル、ヤ、ノ、傾、向、有、リ

四、空、下、二、一、六、一、〇、部、隊、(カ、エ、ツ、部、隊)ニ、在、リ、テ、ハ、部、隊、集、結、武、装、一、既、分、若、ク、ハ、隱、匿、等、ヲ、十

ニ、ツ、ツ、ア、ル、ヤ、ノ、間、込、ミ、ア、リ、又、他、ニ、ア、リ、テ、ハ、何、シ、テ、悲、壯、ト、シ、決、意、ヲ、表、明、シ、特、異、ノ、動、キ、ヲ、示、シ、居、リ、其、ノ、他、陸、海、軍、軍、人、ニ、シ、テ、也、一、儘、戦、争、ヲ

終結ニ服シ得ズトシテ激怒ニテ言動ヲナスモノ
有リ

五、軍需工場ノ大部分、休業状態ニシテ、勤員學子結
ハ歸々學校ニ復帰シツツアリ

六、一部地方ニ於テ、銀行並ニ郵便貯金ノ引出シ
要求激増シ居リ、但シ改及スル迄候アリ、甚ニ或中

七、有識者層ニ於テハ、事トシテ、リタル以上、且最後
一週ニハ、外交交渉ニヨリ、ボツダム宣言ノ條項ノ遂
行ヲ緩和シ、ソウトニ、聯合軍ニ占領ハ本工ニ及
ボサバノ様ニカカセウシ、トスル意向甚ク強シ
以上

電報

八月三日 通信室

又川縣警察部長發

保安課長宛

(Handwritten signature)

管下所在陸軍研究所亦七令隊 勤務藥材 医野田

スケニテ(三十九年)ハ重大時局ニ責任ヲ感ズルノ

余リ八月十六日金沢ノ居宅...不明...妹ミズ...

ワリミツ四名自殺ニタル事件發生目下ノ処一般

ニ一ニテ目下ノ

ニテハタル特別ノ影響ヲ認メラズ

毛報澤 八月二十日

通信室

伊安課



石川 滋 警務部長

保の深長先

一、重大發表ニ伴フ縣内大衆ニ左記ノ函

目下、度特記事項ナシ

一事ノ意外ニ驚キラレオ、前ニ相考リ

大日本帝國政府

泣悲レレレ婦女子アレト野の民、意気

銷魂甚クシ

軍人、初向ヲ内傷中ニ立又目下、慶平

穩ニシテ憂初ナシ

連絡
要修

カ工の知像、海軍知像
ニ對シ中央より、措置方
ヲ要修之

電報談

八月二十日

通信室

保安課長 事務官 又川 警務部長 警務部長 警務部長

保安課長宛

軍ノ動向ニ関スル件

一金沃 アタカニク 隸下部隊ハ 戦争終結ノ 詔書

喚發セラル、ヤヨク 隱忍自重ニ 束ルベキ 武装解

除ニ 備ヘテ 召集解除ヲ 行ヒ 一方一 部物貨ノ

大日本帝國政府

不明：併ニ警察部へ保管轉換トニ附キ參謀
長以下積極的ニ縣ノ協力ヲ求メツ、アリシノ動
向極メテ平穩ナリ。

○ニカエツ部隊ニアキ然獨立部隊トニテ亦一總軍
ニ直屬而モ各地ニ駐屯ニアルツメ各部隊ニ
對スル命令徹底セザルモノノ如ク今海ナオモ
條件武装解除ニ應ジ難キトスル空氣強ク

現ニ部隊最直接縣農業會ニ付倉庫ノ所在地

管理者名等ヲ調査シタリ。同隊従来ノ動靜ヨリ

ニテ何等カノ行動ニ出ヅ。…不明。準備ナラザルヤ

トニテ一部ニ深刻ナル不安動搖ヲ生ハオリ。本件

ニ關シ陸軍省又ハ第一總軍ヨリ直接同部隊ニ對

シテ何令ノ御指示アルお貴官ニ於テ取計ハレ度

三、七尾、小松両市ニ駐屯セル海軍部隊ニアリテハ
ヒヨト帝國女等

当局ヨリ何ラノ命令ナシト稱シ戦斗態勢ノ儘

ニ作業ヲ繼續申ナリ。爾後ノ措置ニ就テ何ラ考

慮アラザル様ナリニ付海軍省又ハ舞鶴鎮守府

ヨリ直接同部隊ニ對シ何令ノ御指示アル様貴官

ニ於テ取計ハレ度

如金沢海師範官区司令部ニアリテハ兵員名簿ヲ燒

却ニタル趣ナリ

(折上リ國定規格B5一八三×二五七耗)

昭和二十一年一月二十九日

五三 號

保安課長

事務官

賀茂 奇隊ノ動向

管下駐屯 賀茂 奇隊 (隊長久米少將) =

在リテハ 敵報ノ通リ 一時不穩ノ空氣 濃リ

動向 監視中ノ處 甚ク後漸次 冷静ニ成シ

本日上午八時ヨリ 金沢市 野村 練兵場ニ

七日 本音國文付

二 於ノ軍隊長以下隊員、自、〇〇〇〇名集會

ノ上軍旗奉還式ヲ舉行、午後三時五分迄

奉還式列車ニテノ隊長、軍旗ヲ奉還シ

上、下、多、定、有、之、及、報、知、也。

202

發持秘第六三四番

昭和二十一年八月二十八日

石川縣警備部部長

事務官

内務省警備局保安課長殿

特別要視察人の注意

言動ニ関スル件

今次終戦ノ思想方面ニ與ヘタル衝動相當深刻ナルモノアリ。動靜四般重視視察中ニシテ目下、処平靜伏態ヲ持續シ居ルガ左記ノ如キ所、意慮動有之此段及報告候也

記

石川縣



東亞聯盟同志會石川支部

會員 右乙 伊藤 豊樹 (六七)

戦争終結ヲ自分ハ冷静ニ判断スルニ如何ニモ其
 怪至極ナル 過去ニ於テ戦争指導者ハ如何ナル言
 フ以テ指導シテ来タカ最後一人迄断乎戦ニ絶対和
 平ヲ望ムバカラスト國民ヲ引スツテ来タカ國民又政
 府ヲ絶対信頼シテ食フヤ喰ハスヲ頑張ツテ来タ
 ソレガ客議ニ於テ如何ニ思召サレタカ詳細ハ知ラナカ
 大體想像スルニ意思見ノ一致ヲ見ズ 聖典ニ解決ヲ求
 メタ言語同断 凡ソ國民ヲ偽満スルモ甚タシイ
 自分ハ天讓無窮ハ有ルヲアツテモ 良イ 三千年ノ
 歴史カ今日終リテ告ケテモ 國民最後一人ニ成ル迄
 戦フ事ニ依リテ起死回生 民族ノ其ノ績ニ依リテ新シ
 イ日本ノ再建モの能トスルモ一テアリ 其望ナル

然ルニ無条件降伏ヲ以テ國体ノ護持民族ノ救済
 榮等が出来ルトスレバ世界ノ奇蹟ナル大佐武力ヲ
 處ニ國体護持等在リ得ナキ 建國以來ノ歴史ニ至
 シテモ明ラカナル 之ニ付テ自今ハ過去ノ信念國体
 觀念ノ是正ヲ余儀ナクスルモテアル 先般同志大
 山君トモ相談シテ此ノ際一ツ斷平トシテ街頭進出
 テ以テ國民ノ至情ニ訴ヘルベク準備シタカ期棟
 ナ事ヲスレバ大詔ノ精神ニ及スル事ハ勿論不忠
 不信ノ臣トシテ延テハ保障占領ノ期間ヲ延スルケ
 テ殘念ナラシ沈黙スル事ニシタ 然レモ何レ自今ハ
 不日上京ノ事ノ折平召近衛公、鈴木前首
 相ニ面接今次ノ苦言受諾ニ願スル事由
 ニ付テ一應説明シテ見ル考テアル

金澤市上鶴間所

富永信助 (41)

鮮甲

日本が大東亞戦争ヲ初メテヨリ三年八月

敵ノ物量ニ対シ比較ニテラス立場ニアリ

下ラ特攻隊ニ依ツテ護ク戦カツテ来々沖

繩作戦ニ於ケル特攻隊ノ傷キニ五〇々威

銘ヲ與ヘルモノカアル今自敵カ日本々土へ上

陸セヌ前ニ日本ハ無條件降伏ヲ由

レ入レ敗戦ノ原因ハ

ハ原子爆弾ノ様ナ絶對的ナ兵器カ現レ

テ来々ト云フ事デ日本ハ戦ノ初メヨリ

化學戦ニ於テ敵ニカツタ否々

(2) 戦争前並ニ敗戦迄ニ偉大ナ政治家カ現

レナカツタ事

(3) 軍部ノ横暴デアール

開戦以來後田トナク変ツテ居リヒ奥ニ戦
争指導者カ居ナカッタ証據デアール
私ハ人テニレテ考ヘサセラルル、カニニテ
件、デセラナッタ大養首相近ク何ニ爲
タニ自害シタカ七奥相ヲ奈表セズニ終
ツタ中野正剛等確カニ人物デアッタト鬼
フ今日偉イ政治家カ無カッタト云フ事
ハ過去ニ於テ亡シテ居ルカラデアール今日
ノ政治ハ軍部カヤツテ居ルカ軍人ト云
フモノハ戦ヲ以テ自分ノ職トスルモノテ
凡ユル政治ト擲シ離レ居リ増シテ戦争
政治ト云フ複雑ナモノカ判ル竹吉カナイ
尖ニ不為東條、小磯、鈴木、内閣ノ如ク

主権ヲ握リ幕僚ニ軍人ヲ置イテアツク事
 か大キナ誤リテ反對ニ從來ノ政治家
 中ヨリ選ビ政治ヲ爲サセテ置テハ今日ノ
 如ク敗戦ヲ見ナカッタカモ知レナイ
 軍人カ政治ヲヤツタ事カ戦ヒニ敗レル
 結果トナッタモノデアル 敵ニ無條件
 降伏ヲ申込ニテ日本ハ今後如何ナル
 途ヲ止ルベキカ、ホツタムニ合護テハ單
 ニ條件ノ大畧ヲ示シタモノテ愈々マ
 ッカアサリカ日本ハ入り色々 細部ニ直
 ル事ヲ申シレルカ如何ニ独立ノ場合
 トハ違フテ告ルトハ云ヘ戦ヒニ敗レタト
 云フ結果カラ見レハ同レイ事ヲテ国民
 ハ未長ク苦レイ 生志ヲリナケレバ

